（別紙）

「地域づくりセミナー開催支援金」「市町村職員まちづくり研修会開催支援金」サマージャンボ宝くじ広報表示マニュアル

１　宝くじ広報表示の目的

「地域づくりセミナー開催支援金」「市町村職員まちづくり研修会開催支援金」は、サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）の販売収益を原資として、支援金を交付しています。

しかし、近年は宝くじ販売額の減少が続いており、両支援金の維持・継続には、安定的な販売収益の確保とともに、発売収益金の有効活用や、市町村を通じた地域への還元について、サマージャンボ宝くじの購買者である、住民の理解促進を図ることが極めて重要です。

このため、両支援金の交付を受けて実施するソフト事業については、事業実施主体である市町村が、ポスターやチラシ、研修資料等にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を記載する旨を、地域づくりセミナー開催支援金交付要綱第１３条、市町村職員まちづくり研修会開催支援金交付要綱第１３条でそれぞれ規定しています。

２　広報表示の例文

申請事業の実施形態等を勘案し、適した例文を使用してください。（フォント指定はありません）

【例文１】

この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

【例文２】

この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の支援を受けて実施しています。

【例文３】

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されています。

３　広報表示の記載対象

⑴　広報資材等への表示

研修等の参加者に効果的に広報することができるよう、ポスターやチラシ等の分かりやすい位置に広報表示を必ず記載してください。研修資料等にも必ず広報表示を記載してください。

⑵　会場等における表示

研修等の参加者に効果的に広報することができるよう、会場内の表示（看板、横断幕）等にも広報表示を掲載してください。また、サマージャンボ宝くじの発売期間中は、イベント会場に市町村に配布している販売促進ポスター等を掲示する等の対応をお願いします。

⑶　共通事項（市町村広報誌等による広報）

市町村が発行する広報誌等で事業を紹介する際には、上記⑴と同様に例文及び宝くじマスコット「クーちゃん」の表示を必ず記載してください。

４　宝くじマスコット「クーちゃん」の表示について

上記例文とともに、宝くじマスコット「クーちゃん」（Ａ又はＢ）を必ず表示してください。

◆　いずれもカラーで使用する場合は、画像データの色を改変しないこと
◆　サイズを変更する場合は、縦横比率を改変しないこと
◆　最小使用サイズは 20mm とすること（印刷物のサイズやレイアウト、成果品の素材等の事情により、物理的・経費的にやむを得ないと判断される場合は、その限りではない）。

パターンＡ

パターンＢ

※　画像データは、申請時の様式データ集に添付しています。

５　その他

⑴　支援決定前に実施する事業について

支援決定前に事業に着手する等、当協会がやむを得ないと判断する事情により、例文１～２の表示を行うことができない場合には「例文３」の表示を記載するか、イベント会場で市町村に配布している販促ポスターを掲示したり、販促資材を配布したりする等の対応をお願いします。

⑵　不適切な事例について

印刷物等の成果品を作成した時点で広報表示を行わず、実績報告書に添付した成果品のみに広報表示を貼付し、適正にＰＲを行った旨の報告を行う事例が散見されます。こうした不適切な取扱いが判明した場合、成果品の作成に係る経費を支援対象外経費として取扱う場合がありますのでご注意ください。

６　サマージャンボ宝くじ広報表示に係るＱ＆Ａ

Ｑ１：広報表示を行わなかった場合はどうなるのか。
Ａ１：両支援金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資として、市町村が実施する各種研修事業を支援する目的で交付しています。正当な理由がなく、広報表示を行わなかった場合、支援金を交付しない場合があります。また、次年度以降の支援申請も不採択とする場合があります。
Ｑ２：ポスター、チラシ、研修資料等、すべての広報資材に広報表示は必要なのか。
Ａ２：最も効果的にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を行うことができると考えられるものに表示してください。

Ｑ３：「サマージャンボ」を略して「宝くじ」だけの表示でもいいのか。
Ａ３：不可。「サマージャンボ宝くじ」と表示してください。

Ｑ４：サマージャンボ宝くじの販売は営利事業ではないのか。営利事業の広報宣伝はできない。
Ａ４：営利事業ではありません。発売収益金は市町村の振興を支援する事業に活用しています。

Ｑ５：他の宝くじ（年末ジャンボ宝くじ等）のＰＲはしなくてもいいのか。
Ａ５：両支援金を活用して事業を実施する場合は「サマージャンボ宝くじ」のＰＲをお願いします。

Ｑ６：印刷物等の目立たない場所（奥付等）に記載さえしてあれば問題ないのか。
Ａ６：広報表示には該当しないと判断し、上記Ａ１と同様の取扱いをする場合があります。